

◆第7期計画の実績報告（令和元年度分）【主な実施内容】

基本理念	基本目標	重点施策	施策・事業の内容	令和元年度の主な実施内容	
ノーマライゼーション社会の実現	暮らしの実現	1. 健康で生きがいのある暮らしの推進	(1) 健康づくりと生活習慣病予防の推進	①健康相談・健康教育の実施②介護予防教室「血管若返りコース」の新設	
			(2) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	①市リハビリ職による訪問指導②介護予防教室の実施③介護予防リーダー養成の実施	
			(3) 一般介護予防事業の推進	①介護予防教室等の実施②シニア活動応援交付金等③多職種連携元気サポート会議等	
			(4) 生きがい支援の充実、社会参加・参画の推進	①シニアクラブ活動の支援②稲ふれあいセンターの活性化③通いの場の情報集約	
	安心な暮らしの実現	支え合う暮らしの実現	2. 地域包括ケアシステムの深化	(1) 日常生活圏域の見直し	日常生活圏域を5圏域から小学校区の14圏域に設定済み
				(2) 地域包括支援センターの機能強化	①市直営1か所(中西部)、委託型4か所(西部、北部・西南、中東部、東部)の地域包括支援センターを設置・運営②包括センターの評価項目の見直し
				(3) 総合事業の推進	①訪問型サービス(専門型・緩和型・短期集中型)の実施②通所型サービス(専門型・緩和型・短期集中型)の実施
				(4) 生活支援コーディネーター機能の充実と日常生活支援の推進	①6つのモデル校区に「ささえあいステーション」を設置。ささえあいステーション職員4名による「顔の見える総合相談・支援モデル事業」を実施。②生活支援サポーター養成研修の開催(補助)
				(5) 在宅医療と介護の連携強化	①医療マップ・みのお認知症相談マップ作成②在宅医療連携推進事業運営委員会開催③退院支援及び在宅相談支援の実施④多職種連携運営委員会開催⑤多職種連携研修会開催⑥市民公開講座開催
				(6) 権利擁護の推進	①成年後見相談対応(市・包括)②虐待相談対応(市・包括)③成年後見市長申立④成年後見制度利用支援
		3. 認知症高齢者支援策の充実	(1) 認知症予防と啓発の推進	①認知症予防に関する講座開催②認知症予防自主グループ活動の支援③認知症予防推進員養成講座の開催	
			(2) 認知症の早期発見・早期対応の推進	①認知症安心ガイドの発行②市内各地でタブレット等による認知症セルフチェックの実施③認知症初期集中支援事業の実施	
			(3) 認知症高齢者の見守り・支援体制の強化	①SOS ネット、ottaの利用促進②認知症サポーター養成研修開催③認知症高齢者等への声かけ訓練開催④認知症カフェやコミュニティカフェの支援	
		4. 介護サービスの質の確保・向上と適正・円滑な運営	(1) 介護サービス基盤の整備	広域型特養、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の実施事業者の公募	
			(2) 介護サービスの質の確保・向上	①介護サービス事業者に対して指導監査の実施②事業者連絡会において情報提供等の実施	
			(3) 相談支援体制等の充実	①6つのモデル校区に「ささえあいステーション」を設置②利用者・家族への相談対応・情報提供	
			(4) 介護保険事業の適正かつ円滑な運営	①サ高住入所者のケアプラン点検②軽度者福祉用具利用者のケアプラン点検③医療情報との突合(委託)④縦覧点検⑤給付費通知送付⑥給付実績の確認	
		5. 安全・安心のまちづくりの推進	(1) 福祉のまちづくりの推進	①高齢者が社会参加・外出しやすいまちづくりを推進(オレンジゆずるバスやオレンジゆずるタクシーの利用促進)	
			(2) 高齢者の住環境の整備	①高齢者・家族からの住まいに関する問い合わせに対して情報提供②住宅改修の訪問指導	
			(3) 災害時における高齢者支援体制の確立	①要継続支援者名簿、個別支援計画の作成②介護サービス事業者の情報連携訓練の実施	

第7期計画実績報告(令和元年度分)【自己評価表】

【自己評価の仕方】※国の自己評価方法のとおり  
 ・数値目標があるものは、達成率(◎:80%以上、○:60~79%、△:30~59%、×:29%以下)  
 ・数値目標を設定していない場合は、「◎達成できた、○概ね達成できた、△達成はやや不十分、×全く達成できなかった」

施策・事業の内容	第7期介護保険事業計画			H30年度実績			令和元年度実績		
	現状と課題	第7期における主な取組	目標(事業内容・指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策	実施内容	自己評価	課題と対応策
(1) 健康づくりと生活習慣病予防の推進	・疾病や介護状態に陥る要因として生活習慣病が大きく関わっているため、生活習慣病予防や介護予防を意識した健康づくりを進める必要がある。	・生活習慣病予防やコントロールに向けた健康教室の開催 ・運動しやすい環境づくり	●医療職による健康相談・健康教育の実施	●健康相談:41回 ●健康教育:107回 ●健康長寿フォーラムの開催参加者数1,243人	◎	・生活習慣病予防に関わる健康教室を開催する。 ・介護予防や健康づくりには、若いときから運動を継続していくことが重要なため、あらゆるリソースを活用しながら、進めていく。	●健康相談:53回 ●健康教育:143回	◎	・生活習慣病予防に関わる健康教室を開催する。 ・介護予防や健康づくりには、運動の継続、積極的に外出し他者と交流すること、口腔機能の維持の大切さ、の啓発を継続していく。
(2) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	・高齢者が自立した日常生活を送ることをめざし、多様な生活支援の充実、社会参加と地域における支え合い体制づくりを進め、対象者像に応じて介護予防や重度化防止に向けた取組をする必要がある。	・市リハビリ職による訪問指導 ・介護予防活動のリーダー養成 ・介護予防教室の充実 ・稲ふれあいセンター、街かどデイハウスの利用促進	●市リハビリ職による訪問指導 H30~R2:各年600回 ●介護予防活動のリーダー養成 H30~R2:各年60人 ●介護予防教室参加者数 H30~R2:各年延べ2,510人	●市リハビリ職による訪問指導 _316回 ●介護予防活動のリーダー養成 34人 ●介護予防教室参加者 延べ1,782人	○	・総合事業関連の訪問指導が、包括やケアマネへのノウハウ移転により減少したが、今後も効果的な介護予防を進めるため、市リハビリ職の専門性を生かした助言や指導に取り組む。 ・リーダー養成研修については、リーダー養成後に地域で活躍いただくことが重要なため、フォローアップを強化する必要がある。 ・介護予防教室については、より幅広い層に参加いただけるよう、周知方法を工夫する必要がある。 また、ターゲット層へのアプローチ方法の強化や、メニューを継続的に検討し、ブラッシュアップしていく必要がある。	●市リハビリ職による訪問指導 248回 ●介護予防活動のリーダー養成 21人 ●介護予防教室参加者 延べ2,468人	○	・総合事業関連の訪問指導が、包括やケアマネへのノウハウ移転により減少したが、今後も効果的な介護予防を進めるため、市リハビリ職の専門性を生かした助言や指導に取り組む。 ・リーダー養成研修については、参加者が年々減少しているため、養成研修のあり方について見直す。 ・介護予防教室については、自分の健康状態を把握し、介護予防の大切さに気づくための機会を提供した。次に、自分に合った介護予防メニューや、趣味・関心を見つけるための機会を提供した。更に、自分に合った文化・スポーツ・趣味など介護予防に役立つ活動を進めるための機会を提供するため、地域の活動の場に対する支援を行った。
(3) 一般介護予防事業の推進	・運動器の機能向上や認知症予防、口腔機能の向上を図るため、元気なときから身近な地域で介護予防に取り組める環境が必要。	次の5事業の実施を推進する ・介護予防把握事業 基本健康調査 ・介護予防普及啓発事業 介護予防教室、シニア塾、体力測定、健康相談実施 介護予防に関するパンフレット、チラシ配布 ・地域介護予防活動支援事業 シニア活動応援交付金によるサークル活動支援 ボランティア等の養成研修 健康運動指導者等派遣 街かどデイハウスの運営補助 ・一般介護予防事業評価事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業 市リハビリテーション専門職の支援	●介護予防把握事業:実施 H30~R2:各年延べ1,110人 ●介護予防普及啓発事業 ・介護予防教室実施 ・体力測定参加者数 H30~R2:各年延べ1,110人 ・パワープレート利用者(登録者) H30~R2:各年200人 ●地域介護予防活動支援事業 ・介護予防活動のリーダー養成 ・シニア活動応援交付金 H30~R2:各年50件 ・健康運動指導者等派遣 H30~R2:各年35団体 ●一般介護予防評価事業 H30~R2:各年1回 ●地域リハビリテーション事業 ・訪問指導 ・多職種連携元気サポート会議 H30~R2:各年12回	●介護予防把握事業:実施 ・基本健康調査送付3,000件(回答率81.5%) ●介護予防普及啓発事業 ・介護予防教室実施 ・体力測定参加者 568人 ・パワープレート利用講習会受講者 94人 ●地域介護予防活動支援事業 ・介護予防活動のリーダー養成 ・シニア活動応援交付金 23件(立ち上げ14件、活性化23件) ・健康運動指導者等派遣 9団体 ●一般介護予防評価事業 1回 (介護サービス評価専門員会議での実績報告) ●地域リハビリテーション事業 ・訪問指導 ・多職種連携元気サポート会議 12回	○	・今後も5つの事業を一体的に推進していく必要がある。 ・介護予防把握事業 H30年度に実施した基本健康調査の結果を各事業への取組に活かしていく必要がある。 ・介護予防普及啓発事業 介護予防の大切さを広く知ってもらうための取組を今後も進めていく。 ・地域介護予防活動支援事業 地域での住民主体の介護予防活動育成・支援を推進し、サークルや自主グループを増やしていく。 ・一般介護予防評価事業 今後も必要に応じて、市リハビリテーション専門職が地域包括支援センターと連携しながら、地域ケア会議や通いの場等の取組について支援していく。	●介護予防普及啓発事業 ・介護予防教室実施 ・体力測定参加者 413人 ・パワープレート利用講習会受講者 62人 ●地域介護予防活動支援事業 ・介護予防活動のリーダー養成 ・シニア活動応援交付金 36件(立ち上げ14件、活性化22件) ・健康運動指導者等派遣 4団体 ・運動トレーナーによる体操指導参加者 2,933人 ●一般介護予防評価事業 3回 (介護サービス評価専門員会議での実績報告) ●地域リハビリテーション事業 ・訪問指導 ・多職種連携元気サポート会議 11回	○	・介護予防普及啓発事業 H30年度に実施した基本健康調査の結果を基に「血管若返りコース」を新規に実施した。さらに行動変容をどのように行っていくか検討していく必要がある。 ・コロナウイルス対策のため、体力測定会やパワープレート講習会が中止となったため、年度後半で多く予約されていた体力測定参加者、及びパワープレート利用新規登録者が減少した。 ・地域介護予防活動支援事業 地域での住民主体の介護予防活動育成・支援を推進し、サークルや自主グループを増やしていく。 ・一般介護予防評価事業 今後も一般介護予防事業の実施状況について検証・評価を実施し、事業の見直しを行っていく。 ・地域リハビリテーション事業 今後も必要に応じて、市リハビリテーション専門職が地域包括支援センターと連携しながら、地域ケア会議や通いの場等の取組について支援していく。
(4) 生きがい支援の充実、社会参加・参画の促進	・高齢者が生きがいを持って生活できるよう、生涯学習活動やスポーツレクリエーション活動などを通じ、生きがいづくりや交流・仲間づくりの支援が必要。 ・地域活動やボランティア活動などの参加する機会・場づくりなどが必要。	・生涯学習・スポーツの振興 ・シニアクラブ活動の支援 ・高齢者の交流・活動拠点の整備 ・NPO・ボランティア活動の支援	●稲ふれあいセンターの利用者増 ●高齢者の交流・活動拠点(通いの場)数の増加	●稲ふれあいセンター利用者 延べ90,118人(H29:延べ87,783人) ●高齢者の交流・活動拠点(通いの場) 260箇所	◎	・今後も介護予防や閉じこもり予防のため、外出し、活動いただくための取組を進めて行く必要がある。 ・引き続き、稲ふれあいセンターを活用いただくための取組を進めていく。	●稲ふれあいセンター利用者 延べ85,755人 ●高齢者の交流・活動拠点(通いの場) 362箇所	◎	・今後も介護予防や閉じこもり予防のため、外出し、活動いただくための取組を進めて行く必要がある。 ・引き続き、稲ふれあいセンターを活用いただくための取組を進めていく。
(1) 日常生活圏域の見直し	・市内5つの日常生活圏域の設定では、高齢者人口が最大で1圏域あたり国が示す標準的な高齢者人口(約6,000人)の1.5倍程度まで増加し、4か所の地域包括支援センターによる支援が困難であった。	・日常生活圏域の見直し ①住まいを基本に、高齢者やその家族の日常生活範囲に合致した圏域を設定 ②社会福祉協議会の地区福祉会や自治会など地域住民相互による支え合い活動に合致した圏域を設定 ③在宅生活を支えるサービスを一体的に提供できる地域包括ケアシステムに着目した圏域を設定	●14の小学校区を日常生活圏域として設定	●箕面小、西小(西部) ●止々呂美小、西南小、南小(北部・西南) ●北小、中小、萱野小(中西部) ●萱野北小、萱野東小、豊川南小(中東部) ●豊川北小、東小、彩都の丘小(東部)	◎	日常生活圏域の見直しにより、地域包括支援センターの担当区域が変わったが、担当区域外からの市民の相談であっても丁寧に対応し、担当の地域包括支援センターへ繋ぐなど、より身近な範囲できめ細やかな事業展開を行っていく。	●箕面小、西小(西部) ●止々呂美小、西南小、南小(北部・西南) ●北小、中小、萱野小(中西部) ●萱野北小、萱野東小、豊川南小(中東部) ●豊川北小、東小、彩都の丘小(東部)	◎	・いずれの包括センターにおいても、担当区域外からの市民の相談も含めて丁寧に対応することを徹底し、担当の包括センターへつなぐなど、より身近な範囲できめ細やかな事業展開を行っていく。

施策・事業の内容	第7期介護保険事業計画			H30年度実績			令和元年度実績		
	現状と課題	第7期における主な取組	目標(事業内容・指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策	実施内容	自己評価	課題と対応策
(2) 地域包括支援センターの機能強化	・高齢者が介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括ケアシステムを推進・充実するため、地域包括支援センターを中核とする関係機関の連携を強化し、地域のネットワークづくりを更に進める必要がある。	・基幹型地域包括支援センター設置 ・地域包括支援センターの適切な運営及び評価・点検 ・地域包括支援センター職員の人材育成 ・地域ケア会議の充実にに向けた内容や機能の明確化	●市直営の包括センターを設置し、市直営センターは基幹型及び機能強化型の機能を担う ●箕面市介護サービス評価専門員会議での評価点検 ●人材育成のための研修計画の作成(毎年度当初に各センターへ明示) ●地域ケア会議の開催(地域ケア個別会議、地域ケア推進会議)	●市直営1か所(中西部)と委託型4か所(西部、北部・西南、中東部、東部)の合計5か所の包括センターの設置・運営 ●箕面市介護サービス評価専門員会議での評価点検(3回) ●包括センター運営方針の見直し及び評価点検スケジュールの策定 ●地域ケア会議開催(129回) 内訳:センター主催15回、多職種連携元気サポート会議12回、自立支援型個別会議102回	○	・委託法人内の人事異動等により包括センター職員の人材育成・スキルアップが課題であり、毎年度当初にセンター職員への研修計画を明示している。 ・地域ケア会議における地域課題の取りまとめや資源開発に向けて関係機関と連携して進めていく必要がある。 ・市直営包括センターが、市域全体にかかわる課題の把握やコントロールタワーとしての役割を果たし、個別分野において各従来型センターの後方支援を行う必要がある。	●市直営1か所(中西部)と委託型4か所(西部、北部・西南、中東部、東部)の合計5か所の包括センターの設置・運営 ●箕面市介護サービス評価専門員会議での評価点検(2回) ●包括センターの評価項目の見直し ●地域ケア会議開催(74回) 内訳:センター主催9回、多職種連携元気サポート会議11回、自立支援型個別会議54回	○	・包括センター職員の人材育成・スキルアップが課題であり、市主催の新任センター職員向け研修を実施し、包括センター職員のスキルアップに努める。 ・地域ケア会議全体及び日常生活圏域協議体との関係など、会議の目的や関係を整理し、関係機関と連携して地域課題の取りまとめや資源開発を進めていく。 ・高齢化の進展に伴う相談件数の増加や複合課題をかかえる住民・世帯が増えており、包括センターの機能及び人員体制の強化について検討する必要がある。
(3) 総合事業の推進	・要支援・要介護状態となるのをできる限り防ぐ(遅らせる)工夫(介護予防)が必要。 ・総合事業の着実な実施のためには、高齢者の幅広いニーズを踏まえ、多様な主体の参画による、多様なサービス提供体制づくりが必要。	地域包括支援センターやケアマネジャーが中心にリハビリ専門職やサービス事業者など多職種が関わる自立支援型個別会議を開催し、利用者や家族の意向も踏まえ、自立に向けた目標を共有し、適切なサービス利用による自立支援を推進する。	介護予防・生活支援サービス ●訪問型サービス H30:延6,204人 R1:延6,564人 R2:延6,936人 ●通所型サービス H30:延7,692人 R1:延8,148人、R2:延8,616人	●訪問型サービス H30:延5,380人 ●通所型サービス H30:延7,569人	◎	今後も多職種が関与し、目標を共有しながら、適切なサービス利用による自立支援を推進していく必要がある。 また、ケアマネ連絡会や地域包括支援センターとの意見交換会の場などで自立支援の考え方や市の方針を継続して伝えていく。	●訪問型サービス R1:延 5,345人 ●通所型サービス R1:延 7,746人	◎	今後も多職種が関与し、目標を共有しながら、適切なサービス利用による自立支援を推進していく必要がある。 また、ケアマネ連絡会や地域包括支援センターとの意見交換会の場などで自立支援の考え方や市の方針を継続して伝えていく。
(4) 生活支援コーディネート機能の充実と日常生活支援の推進	・多様化する生活課題を抱える人や世帯のニーズを把握し、地域住民による支え合い体制の構築・充実を行う必要がある。 ・生活支援サポーター養成研修の受講者が少なく、総合事業の訪問型サービスの担い手を増やす必要がある。	・モデル6校区に日常生活圏域生活支援コーディネーターを配置 ・協議体の開催 ・総合事業の訪問型サービスの担い手の確保	●「顔の見える総合相談・支援モデル事業」実施による住民主体の地域の支え合い・助け合い体制の構築 ●生活支援コーディネーターが主催する協議体の開催 ●生活支援サポーター養成研修者数(累計200名)	●市内14の日常生活圏域中、6圏域に生活支援コーディネーター4名を配置(市社協に委託) ●地域アセスメントの実施 ●市全域協議体開催(1回)、日常生活圏域協議体開催(2回) ●生活支援サポーター養成研修開催(3回)(累計69名)	○	・地域の支え合い体制の構築・充実の全市展開をめざして、顔の見える総合相談・支援モデル事業の実証検証を進めていく。 ・生活支援サポーター養成研修の受講者を増やすため、要領の見直し、新たな開催方法を検討する	●6つのモデル校区に「ささえあいステーション」を設置。「顔の見える総合相談・支援モデル事業」を実施 総合相談受付(507件) 地域アセスメントの実施(367カ所訪問) 定例協議体開催(6校区ごとに年2回) 随時協議体開催(6校区ごとに開催) ●生活支援サポーター養成研修開催(2回、コロナで1回中止)(累計82名)	○	・全市的な総合相談支援体制の構築に向けた課題整理、モデル事業の実施状況の検証や相談内容等の分析を進めながら、高齢者の相談窓口である包括センターや生活困窮者の生活相談窓口、日常生活自立支援事業(まかせてねっ)などとも連携したささえあいステーションのあり方について検討する必要がある。 ・生活支援サポーター養成研修の受講者を増やすため、研修開催事業者(2カ所)へ定例開催以外に随時開催を依頼する。
(5) 在宅医療と介護の連携強化	・高齢化人口の増加に伴う医療需要の変化、在宅療養者の増加、在宅診療医の確保に向けた取組の検討、退院時の医療機関から在宅への切れ目ない医療と介護の連携強化に取組む必要がある。	・在宅医療・介護連携推進事業の推進 ・在宅医療コーディネーター	●地域の医療・介護の資源の把握 ●在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討 ●切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 ●医療・介護関係者の情報提供の支援 ●在宅医療・介護関係者に関する相談支援 ●医療・介護関係者の研修 ●地域住民への普及啓発 ●在宅医療・介護連携に関する関係市町との連携	●「医療マップ」「みのお認知症相談マップ」作成(医師会) ●「高齢者福祉サービスのご案内」作成 ●「在宅医療連携推進事業運営委員会」開催(6回、医師会) ●「主治医・介護支援専門員等の情報交換票」の活用 ●市、包括センター、居宅介護支援事業所、各病院による退院支援及び在宅相談支援の実施 ●多職種連携研修運営委員会開催(6回) ●多職種連携研修会開催(3回) ●市民公開講座開催(1回)	○	・医療機関と介護事業所等の関係者を推進するため、「医療と介護の連携を進める」をテーマに多職種連携研修会を開催し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築推進する。 ・在宅医療推進事業運営委員会において市立病院から提案された、「市立病院の地域医療ネットワークシステムを活用した多職種連携」についてワーキングに参加し、在宅コーディネーター機能が十分果たされるよう、市と医師会、市立病院が連携を強める方法を検討する。	●「医療マップ」「みのお認知症相談マップ」の改訂作成(医師会) ●「高齢者福祉サービスのご案内」作成 ●「在宅医療連携推進事業運営委員会」開催(5回、医師会、コロナで1回中止) ●「主治医・介護支援専門員等の情報交換票」の活用 ●市、包括センター、居宅介護支援事業所、各病院による退院支援及び在宅相談支援の実施 ●多職種連携研修運営委員会開催(5回、医師会、コロナで1回中止) ●多職種連携研修会開催(3回) ●市民公開講座開催(0回、コロナで中止) ●ACP普及啓発委員会を発足、開催(2回)	○	・市内医療機関と包括センター、ケアマネジャー、介護サービス事業所において「情報交換連絡票」を用いて共有し、切れ目ないサービスを提供できる体制を推進しているが、在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討をさらに深める必要がある。 ・医療と介護の橋渡し役である「在宅医療コーディネーター」の配置について検討を進める。
(6) 権利擁護の推進	・高齢者数の増加に伴う高齢者虐待事件数も増加しており、高齢者虐待について、広く市民や地域関係者、介護サービス事業者等の理解を推進することにより、早期の気づきと相談を進めることが重要である。 ・認知症高齢者の増加等により、権利擁護の取組の充実が求められている。 ・成年後見制度については、制度内容・利用方法の周知啓発を図り、対象者の権利擁護を支援する必要がある。	・高齢者虐待防止策の推進 ・権利擁護を推進する各種制度の活用 ・成年後見制度利用支援事業 ・消費者被害の防止 ・個人情報の適切な利用	●包括センター、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、地区福祉会等様々な機関を通じ、高齢者虐待の早期発見・通報義務等についての周知啓発を実施 ●介護者家族への支援の充実に図り、ニーズに合った支援方法の検討を図る ●「箕面市高齢者虐待マニュアル」に基づいて速やかな解決を図る	●包括センターによる成年後見相談対応件数(210件) ●包括センターによる虐待相談対応件数(193件) ●虐待対応件数(30件) ●介護サービス関係者向け研修開催(1回) ●虐待レビュー会議開催(3回) ●コアメンバー会議開催(30回) ●成年後見制度利用支援事業(12件) ●成年後見市長申立件数(1件)	◎	・虐待対応には、包括センター、介護サービス事業者、地域住民、地域における多様な関係団体との連携が不可欠であるため、迅速な対応体制の充実をめざして、虐待マニュアルの見直しなどに取り組む。 ・市民への高齢者虐待防止周知にあわせて、権利擁護を推進する各種制度の利用について、サロンや地域のつどい等で講習会を開催し、わかりやすい広報・啓発に努める。	●包括センターによる成年後見相談対応件数(231件) ●包括センターによる虐待相談対応件数(157件) ●虐待対応件数(33件) ●介護サービス関係者向け研修開催(1回) ●虐待レビュー会議開催(3回) ●コアメンバー会議開催(33回) ●成年後見制度利用支援事業(10件) ●成年後見市長申立件数(0件)	○	・迅速な対応体制の充実をめざして、虐待マニュアルを改訂中。 ・高齢者虐待防止、消費者被害防止に関して市民に広く周知し、権利擁護を推進する各種制度の利用について、サロンや地域のつどい等で講習会を開催し、わかりやすい広報・啓発に努める。

施策・事業の内容	第7期介護保険事業計画			H30年度実績			令和元年度実績		
	現状と課題	第7期における主な取組	目標(事業内容・指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策	実施内容	自己評価	課題と対応策
(1) 認知症予防と啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもから高齢者まで、市民全体への認知症の正しい知識と理解の啓発と、認知症予防の重要性の普及・啓発を推進する。</li> <li>認知症のかたを支える地域作りを推進することが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症地域支援推進員が中心となり、認知症の正しい知識や予防、早期治療の効果を周知啓発</li> <li>地域の通いの場等での認知症予防啓発の役割を担う「認知症予防推進員」を養成し、地域の通いの場での活動を促進</li> <li>認知機能低下者を対象とした「認知症予防教室」を開催し、認知症予防の具体的理解を深めるとともに、「認知症予防自主グループ」の立ち上げを支援。</li> <li>外出機会や生活習慣の状態に応じた対象別のアプローチを行い、認知症予防を促進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症サポーター養成者数 H30～R2: 各年1500人</li> <li>●認知症キャラバン・メイト養成講座 H30～R2: 各年1回開催</li> <li>●認知症高齢者等への声かけ訓練 H30～R2: 全小学校区で開催</li> <li>●認知症予防推進員養成者数 H30～R2: 各年20人</li> <li>●認知症予防自主グループ数 H30～R2: 6カ所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症サポーター養成者数(778人)</li> <li>●認知症高齢者等への声かけ訓練開催(3校区)</li> <li>●認知症予防活動推進員養成者数(13人)</li> <li>●認知症予防自主グループ数(6カ所)</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症キャラバン・メイトの活動率が低く、講座開催時は一部のメイトに負担が集中しているため、既存のキャラバン・メイトの活動を促進を目的に「キャラバン・メイト連絡会」を立ち上げて、負担の軽減と積極的な啓発活動につなげる。</li> <li>●幅広い世代への認知症の啓発が不十分であり、特にできるだけ早い段階で認知症の理解を深めることが重要であるため、市内の小・中学校や大学での講座開催を推進していく。</li> <li>●認知症サポーターや認知症予防推進員をその後の活動につなげるため、認知症カフェやタブレットによる認知症セルフチェックの補助等、活動できる場所につなげていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症サポーター養成講座・タブレット体験会参加者数(1,386人)</li> <li>●脳の若返りコース参加者数(54人)</li> <li>●シニア塾 認知症関連クラス参加者数(80人)</li> <li>●認知症予防活動推進員養成者数(5人)</li> <li>●認知症予防自主グループ数(6カ所)</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型コロナウイルスの影響により、新しい生活様式に沿った体制で健康教育を実施する。</li> <li>●新規の認知症自主グループを立ち上げるため、アンチエイジングセミナー(脳の若返りコース)での動機付けを強化する。</li> <li>●認知症と生活習慣病の関連が強いことから、成人期からの生活習慣病対策を強化する。</li> </ul>
(2) 認知症の早期発見・早期対応の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の配置によって、認知症のかたの早期介入、家族等の早期支援、地域との連携が着実に進んでおり、今後はケアマネジャーなどの関係者との連携を、さらに進めることが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●早期発見の推進</li> <li>●早期対応の推進</li> <li>●認知症初期集中支援チームによる積極的な支援</li> <li>●医師会や病院との連携を強化した医療環境の整備の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通いの場での健康教育や認知症簡易測定、タブレットによる認知症セルフチェックの実施</li> <li>●認知症の疑いがあるかたに「認知症安心ガイド(真面目版認知症ケアパス)」や医師会発行「みのお認知症相談マップ」を活用し、受診勧奨やサービス利用を促進</li> <li>●初期集中支援チームにより、認知症高齢者とその家族に対し、適切かつ必要なサービスが受けられるよう受診勧奨や同行受診の積極的実施</li> <li>H30年:170人、R1年:180人、R2年:190人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報誌に「認知症安心ガイド」を掲載し、市民全体への啓発</li> <li>●「認知症安心ガイド」の発行</li> <li>●認知症初期集中支援推進事業(168人、うち特別集中支援9人)</li> <li>●包括センター、社会福祉協議会、市立多世代交流センターにタブレットを設置し、タブレットによる認知症セルフチェックを実施</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>●潜在的認知症の早期発見、早期対応のために、「認知症安心ガイド」をリスクのある高齢者に配布する必要があるため、介護保険料決定通知書などに「認知症安心ガイド」を同封する。</li> <li>●認知症の早期の気づきのきっかけとして、セルフチェックができる仕組みを作る必要があるため、タブレットによる認知症セルフチェックを拡大する。タブレット導入の周知が不十分のため、イベントやサロン等での実施の他、市役所本庁等への設置を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「認知症安心ガイド」の改訂</li> <li>●包括センター、社会福祉協議会、市立多世代交流センターにタブレットを設置し、タブレットによる認知症セルフチェックを実施</li> <li>●タブレット体験会(47カ所、705人)</li> <li>●簡易測定(42人)</li> <li>●認知症初期集中支援推進事業(198人、うち特別集中支援7人)</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症への気づきのきっかけ促進として、タブレットによるセルフチェックを拡大していく必要がある。そのため、ライフプラザ等でのタブレット常設を進める。</li> </ul>
(3) 認知症高齢者の見守り・支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症高齢者数の増加により、行方不明者や警察保護件数が増加しており、「みのお行方不明者SOSネット」や「市民安全メール」、見守りシステム「otta」の利用促進をすること、また、認知症のかたへ適切な接し方の理解を促進することで行方不明になった際の「早期発見・保護」につなげる必要がある。</li> <li>●認知症のかたやその家族が地域で孤立しないよう、気軽に集える居場所づくりが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●SOSネット及び市民安全メールの周知と登録者の拡大</li> <li>●ottaの利用促進</li> <li>●認知症サポーターと認知症キャラバン・メイトの養成継続</li> <li>●認知症の実践的な見守りができるよう「認知症高齢者等への声かけ訓練」の開催</li> <li>●認知症カフェやコミュニティカフェの小学校毎の設置と定期開催の支援</li> <li>●認知症家族会への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症サポーター養成者数 H30～R2: 各年1500人</li> <li>●認知症キャラバン・メイト養成講座 H30～R2: 各年1回開催</li> <li>●認知症高齢者等への声かけ訓練 H30～R2: 全ての小学校区で開催</li> <li>●認知症カフェ、コミュニティカフェ数 H30～R2: 小学校区毎に1カ所</li> <li>●家族会参加者への情報提供や家族自身の認知症予防の啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●警察保護されたかたへのSOSネット、ottaの利用促進</li> <li>●SOSネット登録者数(171人)</li> <li>●otta利用者数(延101人)</li> <li>●認知症サポーター養成者数(778人)</li> <li>●認知症高齢者等への声かけ訓練開催(3校区)</li> <li>●認知症カフェ、コミュニティカフェ数(10カ所)</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>●SOSネット、ottaともに、主に包括センターやケアマネジャーからの紹介で利用されるにとどまっている。行方不明リスクのあるかたの家族への周知が十分でないため広報を継続していく。</li> <li>●迷子等、困っている認知症高齢者に遭遇したときに対応方法がわからず、そのまま行方不明事案に発展する可能性があるため、自治会などを対象とした「認知症高齢者等への声かけ訓練」の実施をチラシなどで周知する。</li> <li>●認知症カフェ、コミュニティカフェの定期開催や設置数の増加をめざし、ささえあいステーションと協力して、気軽に集える場所づくりを促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●警察保護されたかたへのSOSネット、ottaの利用促進</li> <li>●SOSネット登録者数(延196人)内、SOSネット配信数(4人)</li> <li>●otta利用者数(延132人)</li> <li>●介護保険負担割合通知書に「ottaチラシ」同封(約6,000件)</li> <li>●認知症高齢者見守り体制</li> <li>●認知症サポーター養成者数(681人)</li> <li>●市主催 認知症キャラバン・メイト養成者数(29人)</li> <li>●認知症キャラバン・メイトフォローアップ研修開催(15人)</li> <li>●認知症高齢者等への声かけ訓練開催(1校区)</li> <li>●認知症カフェ、コミュニティカフェ数(10カ所)</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ottaは包括センターやケアマネジャーからの紹介で利用されるにとどまっており、行方不明リスクのあるかたの家族への周知が十分でない。ottaの周知拡大のため、ケアマネジャーや介護サービス事業所への事業説明を継続し、市民には広報紙でottaを周知する。</li> <li>●認知症の見守り体制強化のために、認知症サポーター養成講座の開催先の拡大、各包括センターが主体となって開催できるよう進める。</li> <li>●声かけ訓練の開催先を獲得する。</li> <li>●既存の認知症カフェやコミュニティカフェが定期開催できるようにアンケートの実施や連絡会の開催等を支援し、ささえあいステーションとの情報交換や連携を継続する。</li> </ul>
(1) 介護サービス基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、増加する医療ニーズの高まりや病床の機能分化により、在宅で医療的ケアを受けることが見込まれるため、医療ニーズの高い在宅高齢者に対応したサービス基盤整備が必要。</li> <li>●特別養護老人ホームの待機者は依然として多く、在宅での生活が困難な中重度の高齢者を支える施設として、基盤整備が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者が要介護状態等になっても、一人ひとりの状態に応じた適切な介護サービスを提供できるように努め、住み慣れた地域で生活が継続できるように、介護サービス基盤の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第7期期間中に整備予定</li> <li>●広域型特養60床</li> <li>●小規模多機能型居宅介護25人</li> <li>●看護小規模多機能型居宅介護25人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広域型特養、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護について事業者公募を2回実施。応募なし</li> </ul>	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今後も継続して事業者への周知を行い、継続して公募を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広域型特養、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護について事業者公募を3回実施。応募なし</li> </ul>	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今後も継続して事業者への周知を行い、継続して公募を実施するとともに、第8期計画として必要な施設整備等の内容を検討する。</li> </ul>
(2) 介護サービスの質の確保・向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>住み慣れた地域で安心して生活できるよう、利用者の自立支援や尊厳の保持のために、介護サービス事業者に対して、継続して適切な指導・助言を行い、介護サービスの質の向上を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に、法令等に基づき、事業者に対して助言・指導・監査に取り組む。</li> <li>●※市町村の指導監査対象となる事業者</li> <li>●指定地域密着型サービス</li> <li>●指定地域密着型介護予防サービス</li> <li>●指定介護予防支援事業者</li> <li>●指定居宅サービス事業者</li> <li>●指定居宅介護予防サービス事業者</li> <li>●指定居宅介護支援事業者</li> <li>●総合事業サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村の指導権限下にある事業者は、適正に指導監査を実施</li> <li>●各市内事業者連絡会に対し、情報提供等の支援やサービスの質の向上に向けた取組を連携し進めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適正に指導監査を実施。</li> <li>●事業者連絡会において、継続して情報提供等の支援を実施。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今後も引き続き適正に指導監査を実施していく。</li> <li>●各市内事業者連絡会において情報提供等の支援を実施し、連携してサービスの質の向上を図っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適正に指導監査を実施。</li> <li>●事業者連絡会において、継続して情報提供等の支援を実施。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今後も引き続き適正に指導監査を実施していく。</li> <li>●各市内事業者連絡会において情報提供等の支援を実施し、連携してサービスの質の向上を図っていく。</li> </ul>

施策・事業の内容	第7期介護保険事業計画			H30年度実績			令和元年度実績		
	現状と課題	第7期における主な取組	目標(事業内容・指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策	実施内容	自己評価	課題と対応策
(3) 相談支援体制等の充実	高齢者やその家族が気軽に身近な場所で相談	日常生活圏の見直しにあわせて、相談体制を充実させるとともに、介護保険制度に関する各種情報の周知方法を工夫し、利用者や事業者にとってわかりやすい情報提供に努める。	●身近な相談窓口のあり方の検討 ●高齢者福祉サービスのご案内冊子の発行、音訳・点訳版の作成	●6つのモデル校区の相談窓口の開設準備を行った。 ●高齢者福祉サービスのご案内冊子の発行、音訳・点訳版の作成	◎	今後も保健福祉サービスの利用者やその家族からの相談・苦情へ適切かつ迅速な対応を行い、必要に応じて関係部署及び関係機関につなげる。	●6つのモデル校区に「ささえあいステーション」を設置し、全市民を対象としたお困りごとの相談等を受け付けた。	◎	今後も保健福祉サービスの利用者やその家族からの相談・苦情へ適切かつ迅速な対応を行い、必要に応じて関係部署及び関係機関につなげる。
(4) 介護保険事業の適正かつ円滑な運営	高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするためには、介護保険事業が継続して運営していくことが求められる。 介護保険事業の持続可能な運営のためには、限られた資源を効率的・効果的に活用する必要があり、保険者として給付適正化事業に取り組んでいく。	●ケアプラン点検 ●福祉用具貸与に関する調査 ●医療情報との突合 ●縦覧点検 ●給付費通知の送付 ●給付実績の活用	●ケアプラン点検 サービス付高齢者向け住宅の全件 ●福祉用具貸与に関する調査 申請件数中10%以上/年 ●医療情報との突合 12回以上/年 ●縦覧点検 12回以上/年 ●給付費通知の送付 全月数 ●給付実績の活用 12回以上/年	●サービス付き高齢者向け住宅に入所している被保険者のケアプラン点検を行った。 点検施設 6件(平成31年3月31日時点で対象施設数13件) 点検したケアプラン数24件 ●軽度者への福祉用具貸与利用者のケアプランの確認を行った。 点検したケアプラン数 車いす貸与 79件 特殊寝台貸与 30件 ●医療情報との突合については国保連へ委託している。 ●縦覧点検 確認回数 12回 ●給付費通知の送付 発送対象月 12ヶ月分 ●給付実績の活用 給付実績等の情報の中から下記のものを選定し12回確認を行った。 ①支給限度額一定割合超一覧表(総括表) ②認定調査状況と利用サービス不一致一覧表	◎	●軽度者への福祉用具貸与に関して、対象外の被保険者のサービス利用について、保険者への確認申請を行っていない例があり、ケアマネジャー等に制度内容について改めて周知を行った。 ●給付実績の活用での支給限度額一定割合超一覧表(総括表)確認において、支給限度額に対し一定割合を超えている被保険者が多い事業所が固定して存在した。サービス内容等の偏りがないか確認をする必要がある。	●サービス付き高齢者向け住宅に入所している被保険者のケアプラン点検を行った。 点検施設 4件(令和2年3月31日時点で対象施設数13件) 点検したケアプラン数20件 ●軽度者への福祉用具貸与利用者のケアプランの確認を行った。 点検したケアプラン数 車いす貸与 46件 特殊寝台貸与 30件 ●医療情報との突合については国保連へ委託している。 ●縦覧点検 確認回数 12回 ●給付費通知の送付 発送対象月 12ヶ月分 ●給付実績の活用 給付実績等の情報の中から下記のものを選定し12回確認を行った。 ①支給限度額一定割合超一覧表(総括表) ②認定調査状況と利用サービス不一致一覧表	◎	●今後も引き続き給付適正化事業に取り組んでいく。 ●給付実績の活用での支給限度額一定割合超一覧表(総括表)確認において、支給限度額に対し一定割合を超えている被保険者が多い事業所が固定して存在した。サービス内容等の偏りがないか確認をする必要がある。
(1) 福祉のまちづくりの推進	●高齢者のみならず誰もが安全・安心な福祉のまちづくりを推進する必要がある。 ●高齢者の閉じこもりを防止し、社会参加や交流促進のため、外出するための移動サービスの支援が必要。	●公共施設や道路などバリアフリー化など、関係部署に働きかけていく。 ●高齢者の閉じこもりを防止し、自立と社会参加・交流を促進するため、オレンジゆずるバスやオレンジゆずるタクシーの利用促進を支援する。	●オレンジゆずるバス(65歳以上の延べ利用者) H30~R2:各年延450,000人	●オレンジゆずるバス(65歳以上の延べ利用者) H30:延378,772人	◎	今後も引き続きオレンジゆずるバスやオレンジゆずるタクシーの利用促進を行い、高齢者の閉じこもり防止、社会参加・交流促進をしていく。	●オレンジゆずるバス(65歳以上の延べ利用者) R1:延395,488人	◎	今後も引き続きオレンジゆずるバスやオレンジゆずるタクシーの利用促進を行い、高齢者の閉じこもり防止、社会参加・交流促進をしていく。
(2) 高齢者の住環境の整備	●高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、高齢者を対象とした住まいの情報収集・情報提供等の支援が必要。	●高齢者向けの住まいについて情報収集、情報提供の支援を行う。 ●住み慣れた自宅に住み続けられるように住宅改修等に関する相談支援・情報提供、訪問指導を行う。	●高齢者向けの住まいについて、情報収集・情報提供を実施。 ●住宅改修に関する相談支援、情報提供、訪問指導を実施。	●高齢者や家族からの住まいに関する問い合わせに対して、情報提供を行い、必要に応じて関係機関を案内。 ●市リハビリ職による、住宅改修に関する訪問指導(79件)	◎	●今後も引き続き、情報収集・情報提供を実施するとともに、必要に応じて関係機関を案内していく。	●高齢者や家族からの住まいに関する問い合わせに対して、情報提供を行い、必要に応じて関係機関を案内。 ●市リハビリ職による、住宅改修に関する訪問指導(85件)	◎	●今後も引き続き、情報収集・情報提供を実施するとともに、必要に応じて関係機関を案内していく。
(3) 災害時における高齢者支援体制の確立	●ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加していくため、災害時において支援が必要となる高齢者に対して、地域全体で避難支援を行える体制が必要。	●地域団体等で構成する地区防災委員会が今後も避難所運営など地域防災の中核を担っていく。 ●避難行動要支援者名簿を作成し、平時から見守りを通じて災害時要援護者を把握するなど支援体制を構築する。 ●医療的ケアの必要な独居高齢者等を対象とした要継続支援者名簿及び個別支援計画を策定し、個別状況を踏まえた支援体制を構築する。	●要継続支援者名簿、個別支援計画の作成 ●全市一斉総合防災訓練にあわせて、介護サービス事業者情報連携訓練を実施	●要継続支援者名簿、個別支援計画の作成 ●平成30年6月18日大阪北部地震の発災時には要継続支援者名簿を基に安否確認を実施 ●全市一斉総合防災訓練にあわせて、介護サービス事業者情報連携訓練を実施 ●福祉避難所の協定書を締結	○	●今後も引き続き、要継続支援者名簿、個別支援計画を更新し、災害に備える。 ●災害への備えを徹底するよう、高齢者及び関係者への周知を進める必要がある。 ●介護サービス事業者等と定期的に意識共有を図り、支援・連携体制を強化する必要がある。	●要継続支援者名簿、個別支援計画の作成 ●全市一斉総合防災訓練にあわせて、介護サービス事業者情報連携訓練を実施	○	●今後も引き続き、要継続支援者名簿、個別支援計画を更新し、災害に備える必要がある。 ●災害への備えを徹底するよう、高齢者及び関係者への周知を進める必要がある。 ●福祉避難所を含む介護サービス事業者等と定期的に意識共有を図り、支援・連携体制を強化する必要がある。